

合併後の病院事業の体制・機能分担等について

「合併時の体制」

市立総合病院と町立扇田病院は、累積欠損金と不良債務を処理して、現行の体制で合併することにしております。

「機能分担等について」

町立扇田病院では、外来 8 診療科の内、3 科が、週に 1 回の非常勤医師の派遣により診療している状況にあります。

自治体病院にとって医師の確保は大変重要な課題であります。本年度から新たな医師臨床研修制度が施行され、大学病院でも医師の減少が見られることから、自治体病院での医師の確保が大変困難な状況となっており、早急な対応が迫られております。これについては、大館、扇田それぞれ医師の派遣元が異なることから、医局間でも十分に協議し、上部医療機関とも相談して、解決しなければならないと考えております。

合併後は、1 つの市に 2 つの市立病院を有することになりますので、こうした医師確保の問題を含め、医療提供の充実や病院経営の健全化を考えた場合、機能の分担についても、合併後の重要課題として真剣に検討していかなければならないと考えております。

「労災病院を含めた地域医療の充実」

本市には、労災病院もありますが、労災病院につきましては、全国的な労災病院の整理・統合の動きの中で、新聞報道にもありますように、医師の引き揚げによる診療体制の縮小の動きがあり、心配されるところです。

こうしたことから、労災病院を含めた 3 病院の、地域医療全体への役割のあり方についても、今後の課題として、それぞれの病院（医局）と十分に協議を重ね、地域医療の充実を図ってまいりたいと考えております。

「市立総合病院の役割」

市立総合病院は、これまで、鹿角を含め、本地域の基幹病院としての役割を担ってきたわけではありますが、前述のような地域医療を取り巻く深刻な状況や地域住民の医療環境の変化を考えると、その使命は、今後、更に重要度を増すものと考えております。

そうしたことから、現在持っている機能を縮小することなく、一層の医療の充実・強化を図り、快適な医療環境を提供して、地域住民の医療に対する期待や不安の解消に十分に応えていけるよう、リニューアルを実施して、地域医療の中核をきちんと担える体制をつくってまいりたいと考えております。

累積欠損金及び不良債務に関する参考資料

1 累積欠損金及び不良債務の状況(平成15年度末残高) (単位:千円)

区 分	市立総合病院	町立扇田病院	備 考
累積欠損金額	305,037	1,750,604	
不良債務額	0	127,535	

2 累積欠損金に充当できる資本剰余金の状況(平成15年度末残高)

区 分	市立総合病院	町立扇田病院	備 考
資本剰余金合計	2,864,569	1,777,469	
充当可能額	2,290,480	1,729,183	(A)

資本剰余金を充当できる根拠については、地方公営企業法施行令第24条の3の規定による。(別添参照)

3 累積欠損金の解消

区 分	市立総合病院	町立扇田病院	備 考
累積欠損金額	305,037	1,750,604	
処理額	305,037	1,729,183	(A)の資本剰余金充当で処理 21,421 一般会計からの繰入れで処理
処理後	0	0	

4 不良債務の解消

区 分	市立総合病院	町立扇田病院	備 考
不良債務額	0	127,535	
処理額	0	127,535	一般会計からの繰入れで処理
処理後	0	0	

平成15年度 大館市病院事業貸借対照表

平成16年3月31日

(単位：円)

資 産 の 部		
1 固 定 資 産		
(1)有形固定資産		
イ 土 地	68,706,764	
ロ 建 物	4,456,566,479	
建物減価償却累計額	<u>2,870,128,204</u>	1,586,438,275
ハ 構 築 物	278,458,426	
構築物減価償却累計額	<u>208,465,096</u>	69,993,330
ニ 器機備品	2,591,771,509	
器械備品減価償却累計額	<u>1,813,098,532</u>	778,672,977
ホ 車 両	3,389,100	
車両減価償却累計額	<u>3,219,645</u>	169,455
ヘ 建物仮勘定		<u>196,909,309</u>
有形固定資産合計		2,700,890,110
(2)無形固定資産		
イ 電話加入権	2,268,700	
ロ 下水道施設利用権	<u>9,843,347</u>	
無形固定資産合計		<u>12,112,047</u>
固 定 資 産 合 計		<u>2,713,002,157</u>
2 流 動 資 産		
(1)現金預金	1,480,097,758	
(2)未収金	1,039,068,535	
(3)貯蔵品	13,759,268	
(4)前払費用	0	
(5)有価証券	300,000	
(6)その他流動資産	<u>0</u>	
流 動 資 産 合 計		<u>2,533,225,561</u>
資 産 合 計		<u>5,246,227,718</u>

負 債 の 部		
3 固 定 負 債		
(1)引 当 金	1,298,873	
固 定 負 債 合 計		1,298,873
4 流 動 負 債		
(1)一時借入金	0	
(2)未払金	412,214,069	
(3)その他流動負債	26,231,125	
流 動 負 債 合 計		<u>438,445,194</u>
負 債 合 計		<u>439,744,067</u>
資 本 の 部		
5 資 本 金		
(1)自己資本金		
イ 繰入資本金	121,074,751	
ロ 組入資本金	<u>171,972,541</u>	
自己資本金合計		293,047,292
(2)借入資本金		
イ 企業債	1,942,029,537	
ロ 長期借入金	<u>11,875,318</u>	
借入資本金合計		<u>1,953,904,855</u>
資 本 金 合 計		2,246,952,147
6 剰 余 金		
(1)資本剰余金		
イ 他会計負担金	2,199,514,963	
ロ 国庫補助金	240,250,299	
ハ 県補助金	148,311,032	
ニ 受贈財産評価額	1,470,000	
ホ その他資本剰余金	<u>275,022,102</u>	
資本剰余金合計		2,864,568,396
(2)欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>305,036,892</u>	
欠損金合計		<u>305,036,892</u>
剰 余 金 合 計		<u>2,559,531,504</u>
資 本 合 計		<u>4,806,483,651</u>
負 債 ・ 資 本 合 計		<u>5,246,227,718</u>

平成15年度 比内町立扇田病院事業貸借対照表

(平成16年3月31日)

資 産 の 部			負 債 の 部		
(単位：円)					
1. 固 定 資 産			3. 流 動 負 債		
(1) 有 形 固 定 資 産			(1) 一 時 借 入 金	330,000,000	
イ.土 地	214,883,474		(2) 未 払 金	54,266,358	
ロ.建 物	2,622,542,441		(3) 預 り 有 価 証 券	500,000	
減 価 償 却 累 計 額	<u>1,479,050,767</u>	1,143,491,674	(4) 預 り 金	<u>4,260,137</u>	
ハ.構 築 物	90,272,255		流 動 負 債 合 計		<u>389,026,495</u>
減 価 償 却 累 計 額	<u>60,408,273</u>	29,863,982			
ニ.機 械 備 品	1,065,768,629		負 債 合 計		389,026,495
減 価 償 却 累 計 額	<u>912,080,191</u>	153,688,438			
ホ.車 輜	10,662,130				
減 価 償 却 累 計 額	<u>10,129,025</u>	<u>533,105</u>			
有 形 固 定 資 産 合 計		1,542,460,673	4. 資 本 金		
			(1) 自 己 資 本 金	66,174,961	
(2) 無 形 固 定 資 産			(2) 借 入 資 本 金		
イ.電 話 加 入 権	<u>7,356,196</u>		イ.企 業 債	<u>1,329,441,543</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計		7,356,196	資 本 金 合 計		1,395,616,504
(3) 投 資			5. 剰 余 金		
イ.そ の 他 の 投 資	<u>200,000</u>		(1) 資 本 剰 余 金		
投 資 合 計		<u>200,000</u>	イ.受 贈 財 産 評 価 額	368,300	
固 定 資 産 合 計		1,550,016,869	ロ.国 (県) 補 助 金	48,170,000	
			ハ.他 会 計 負 担 金	1,728,814,502	
2. 流 動 資 産			ニ.そ の 他 補 助 金	<u>115,500</u>	
(1) 現 金 ・ 預 金	32,914,806		資 本 剰 余 金 合 計		1,777,468,302
(2) 未 収 金	215,290,529		(2) 利 益 剰 余 金		
(3) 貯 蔵 品	12,785,897		イ.当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>1,750,603,200</u>	
(4) 保 管 有 価 証 券	<u>500,000</u>		利 益 剰 余 金 合 計		<u>-1,750,603,200</u>
流 動 資 産 合 計		<u>261,491,232</u>	剰 余 金 合 計		<u>26,865,102</u>
資 産 合 計		<u>1,811,508,101</u>	資 本 合 計		<u>1,422,481,606</u>
			負 債 ・ 資 本 合 計		<u>1,811,508,101</u>

用語の説明

(1) 資本剰余金

自己資本金や借入資本金（企業債等）以外の方法により企業に留保された剰余金で、企業債償還元金に対する一般会計負担金や国県等の補助金などがある。

企業の営業活動によって生じた剰余金は利益剰余金という。

(2) 取り崩しができない資本剰余金

建物等の施設や医療機器等の設備の整備にあたり、国や県より補助を受けて整備した分についての資本剰余金は取り崩しできない。

(3) 累積欠損金

収益的収支における赤字額が累積したもの。

(4) 不良債務

流動負債の額が流動資産の額を超える場合、その超える額を言う。

資金的にみて、当面の支払能力を超える状態をいう。

流動資産：現金及び1年以内に回収して現金化し、支払手段となる資産をいう。→ 現金、預金、未収金等

流動負債：決算日の翌日から1年以内に支払わなければならない負債をいう。→ 一時借入金、未払金等

欠損金の処理に関する法令

○地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）

（欠損の処理）

第32条の2 地方公営企業は、毎事業年度欠損を生じた場合において前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお不足があるときは、政令で定めるところにより、これを繰り越すものとする。

○地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）

（欠損の処理）

第24条の3 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもつて欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもつてうめるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもつて欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、第24条第4項に規定する積立金をもつてうめ、なお欠損金に残額があるときは、議会の議決を経て、資本剰余金（前条の規定により取り崩すことができる部分を除く。）をもつてうめることができる。